

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	13	担当課	森林整備課
法令名	えひめ森林公園管理条例	根拠条項	8、11	不利益処分の種類	入園制限等、許可の取消し等	
<p>1 根拠規定</p> <p>えひめ森林公園管理条例 (平成 17 年 7 月 19 日愛媛県条例第 65 号)</p> <p>(入園の制限等)</p> <p>第8条 指定管理者は、公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園への入園を禁止し、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公園の保安、風紀秩序又は衛生を乱し、又は乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 公園の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 前項第3号の規定は、利用者の当該許可に係る行為については、適用しない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定は、第9条第2項の許可について準用する。</p>						